

## 専門的な知識及び技術を要する支援について

### (項目)社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進
  - ア 里親委託等の推進
  - イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進
- (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実

#### 現状と課題

##### (1)家庭的養護の推進

###### ア 里親委託等の推進

- ・ 全国下位の里親委託率(措置児童数に占める里親・FHの割合第 45 位: 6.9%)
- ・ 県内には 76 名の里親により 43 世帯が登録され、ファミリーホームは3箇所を設置しています。
- ・ 20 世帯の里親に 28 名の子どもが、ファミリーホームには 11 名の子どもが措置委託され、家庭的な環境の中で生活しています。

###### イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

- ・ 全国上位の児童養護施設定員数(人口 10 万人あたりの定員第 1 位:476 人)
- ・ 県内には児童養護施設8施設、乳児院1施設があり、社会的養護を必要とする約400名の子どもが生活をしています。
- ・ 児童人口は、今後急激に減少することが見込まれます。  
H22 年 115,352 人 から H42 74,651 人
- ・ 大・中舎制は、子どもにとって、家庭のイメージが持ちづらい、また家庭を通じた地域社会との関わりが希薄になりがちとなります。

##### (2)専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心の傷を抱えていることが多く、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼関係を獲得し、安定した人間関係の形成や心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。
- ・ 児童養護施設・乳児院には、発達障害や知的障害等のある子どもがおり、より専門性の高いケアが必要で、処遇の質の向上を図る必要があります。
- ・ 早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要です。

(施設在籍年数) 1年未満 20.8%、5年未満 64.8%  
10年以上 12.1% (H23.12.1)

(何らかの障害のある子ども) 97人、27.64% (H25.2.1)

### (3) 自立支援の充実

- ・ 施設を退所しても、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理、社会で必要となる情報や諸手続きなど、生活技術の知識や経験が不足し、社会人、職業人に求められるマナーの習得など、自立生活に必要な力が身につけていないような状況があります。
- ・ 児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が必要です。

### (4) 家族支援及び地域支援の充実

- ・ 虐待事例のうち親子分離に至らないものや地域での虐待防止のための親子支援、親子関係への支援及び地域子育て家庭への支援の充実が必要です。

## 取組の方向性

### ◎取組共通の方向性

- ・ 社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があるため、家庭的養護(里親、ファミリーホーム)の活用を進めるとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院)も、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア・グループホーム)の形態に変えていく必要があります。
- ・ 本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にします。

### (1) 家庭的養護の推進

#### ア 里親委託等の推進

- ・ 家庭的な生活環境の中でより多くの児童が養育されるよう、新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する支援の充実を図ります。
- ・ 家庭的養護の中心となる養育里親と専門里親を、啓発活動等により登録数の増加を図るとともに、研修により里親の質の向上を図りながら、更に里親委託を推進していく必要があります。(里親委託率の向上)
- ・ 家庭的な環境で子どもを養育できるファミリーホームの設置促進を図ります。

#### イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

- ・ 児童養護施設や乳児院において、より家庭的で快適な養育環境の中で、きめ細かなケアが促進されるよう、生活環境の改善や子どもの処遇向上を図ります。
- ・ 措置児童数の減少を見込んだ適正な施設養護供給量(定員)を設定します。
- ・ 本体施設の全てを小規模グループケア化(オールユニット化)したり、地域分散化を図ります。

- ・ 児童養護施設や乳児院は、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設は、地域の支援センターとして、その機能を高度化させていきます。

## (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- ・ 児童養護施設等において、職員の専門性を向上させ、児童の処遇の質を高めるため、研修の充実や、基幹的職員の配置の促進を図るとともに、各施設と児童相談所の職員との合同研修などの支援を継続します。

## (3) 自立支援の充実

- ・ 社会的養護の下で育った子どもに、自立した社会人として生活できるように、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要があります。
- ・ 社会的に自立するための援助が保護者等から得られない子どもの自立を支援するために、義務教育を終了して、就労した子どもなどの生活の安定と自立を支援するため、生活指導や職業指導を行う自立援助ホームへの支援を継続します。
- ・ 施設退所後の相談支援(アフターケア)の充実が必要です。
- ・ 18歳以降も必要に応じて20歳に達するまでの措置延長ができる制度を、生活が不安定な子どもの場合などに、一層活用します。
- ・ 児童養護施設等を退所した児童の社会的自立を支援するため、引き続き、自立援助ホームの運営等を支援します。

## (4) 家族支援及び地域支援の充実

- ・ 児童養護施設や乳児院は、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築の支援、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、ショートステイなどによる地域の子育て支援など、地域支援の機能を高めます。
- ・ このため、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、家庭支援専門相談員に加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実します。
- ・ 児童家庭支援センターは、ソーシャルワーカーと心理療法担当職員の3名の専門職員が置かれた相談支援施設であり、本体施設の地域支援機能を担う職員と連携してその機能を強化し、施設と地域をつなぐため、社会的養護を必要とする子どもと家庭への相談・支援を行う機関として児童養護施設と乳児院の標準装備として施設に附置します。

## 具体的な取組み

○具体的な取組みは、今年度、県で策定する「家庭的養護推進のための県計画」の中で具体化していきます。

- ・ 推進期間(平成27年度を始期として平成41年度までの15年間)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年毎の3期(前期・中期・後期)に区分した各5年毎の目標を設定したうえで、推進期間を通じて取組む小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的方策を定めます。

## (項目)社会的養護体制の充実

### (5) 子どもの権利養護の推進

#### 現状と課題

##### ◎共通した現状

- ・子どもの権利擁護の推進については、これまでの取組により一定の成果を得ているので、引き続き、これまでの取組を着実に実施することが必要です

##### ○被措置児童等虐待対応ガイドラインの制定

- ・平成21年度に児童福祉法の改正により、施設入所児童や里親委託児童に関する虐待通告制度が創設され、県では被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう、被措置児童等虐待対応ガイドラインを策定し、迅速に対応できる体制を整えました。
- ・被措置児童虐待の認定件数  
平成23年度 2件  
平成24年度 なし

##### ○子どもの権利ノートの作成と活用

- ・児童相談所と高知県児童養護施設協議会が連携して、子どもの権利ノートを作成した。児童福祉司が施設に措置される小学生以上の児童全員に、子どもの権利ノートを配布し、「自らが守られる権利や守るべき義務」や権利が侵害された場合の意思表示の仕方などについて説明をしています。

##### ○児童養護施設等の第三者評価制度の受審

- ・高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により、業務の質を定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。
- ・受審状況  
平成24年度 3施設  
平成25年度 4施設  
平成26年度(予定) 5施設

#### 取組の方向性

- これまでの取り組みを継続し、着実に実施していきます。

#### 具体的な取組み

##### ○被措置児童虐待対応ガイドラインの制定

- ・被措置児童等虐待対応マニュアルに基づく迅速な対応

##### ○子どもの権利ノートの作成と活用

- ・子どもの権利ノートの配布と児童への説明の実施

##### ○児童養護施設等の第三者評価制度の受審

- ・全施設における計画的受審の推進